

地域総合計画と社会教育計画

H29.7.28

政策研究大学院大学 今野雅裕

I. 市区町村総合計画

1. 従来一般的な総合計画

「基本構想」行政運営の基本的な理念や方向性、目標を示す

「基本計画」基本構想に基づき実施する体系的な施策の大綱

(施策目標とそれを達成するためのプロジェクト群を提示)

「実施計画」基本計画に基づき実施する具体的な事業

(投入すべき行政資源、数値目標などを含めた事務事業を提示)

○ 旧地方自治法（昭和 44 年から平成 23 年まで）第 2 条第 4 項

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」

○ 「基本構想の策定要領について」（昭和 44 年自治省行政局長通知）

基本構想は、当該市町村の存立している地域社会についての現状の認識および将来への見通しを基礎として、その地域の振興発展の将来図およびこれを達成するために必要な施策の大綱を定めるものであること

期間は一般的にはおおむね 10 年程度の展望を持つことが適当

◇ 自治法の規定は、基本構想の策定の義務付けのみだったが、当時の自治省モデル提示（自治省行政局「市町村計画策定方法研究会」昭和 41 年報告書で“基本構想・基本計画・実施計画”の三階層の計画構造）により、全国的に、そうした構造の総合計画が策定されてきた。（構想：概ね 10 年、基本計画：概ね 5 年、実施計画：概ね 3 年）

○ 地方分権改革推進委員会「第 3 次勧告」（平成 21 年 10 月）

国の法令による義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡充を図る一環から、自治体等への計画・方針・指針・構想等の策定の義務付けや計画内容の記載等の義務付けについて、原則廃止を提言

○ 国の地域主権改革のもと、平成 23 年 5 月に地方自治法改正法が公布、基本構想の法的策定義務がなくなり、策定・議会議決は自治体の独自の判断に委ねられた

○ 改正後の自治体の対応

総合計画条例、自治基本条例などで、従来の扱いを継続するところが多いと思われるが、簡素化、重点化など自治体独自の工夫を伴ったものに。

* 武蔵野市では長期計画条例を策定(H23)。基本構想を策定せず、長期計画（市政運営の基本理念、実施すべき政策、財政の見通し等）を最上位に。

長期計画のうち、市政運営の基本理念、施策の大綱については市議会の議決を経なければならない。

2. 総合計画の意味と課題

○市区町村の行政の最上位の計画として、地域のめざすべき姿を明確にし、政策・施策・事務事業全般に関わり、計画的で着実な行政の推進を期する。

住民に対し一定期間にわたる総合的な行政方針・施策を示し、責任の明確化を図る

- * 自治体としての総合的な行政計画であり、当然、教育委員会が所管する学校教育、社会教育、文化、スポーツなども重要な行政課題であり、関係する項目において、対象となる。

- 従来、総花的で優先順位が不明確、財源の裏づけが不確か、進行管理がなおざり、機動的な見直しがなされない、コストに見合う成果への疑念等の批判も。仕組みと運用の改善が課題に。

○市民参加・協働の確保、実効的な評価システムの実現、首長のマニフェストの反映

3. 計画例：武蔵野市の長期計画（第5期：平成24年度～33年度）

前期5カ年：実行計画、後期5カ年：展望計画

第1章 市勢

第2章 長期計画策定方式；「武蔵野市方式」市民参加、議員参加、職員参加、ニーズ等調査、市民委員による策定委員会、市民参加による施策実施、4年ごとのローリング、毎年主要事業を進行管理

- * 策定委員会は、市内在住の学識経験者5や民間の会社員1、公募市民（市民会議より選出）2、副市長2で構成

- * 公募市民「武蔵野市の将来を考える市民会議」10名・5回会議・まとめ

- * 無作為抽出市民ワークショップ：住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上市民1,000人に募集。延べ約500人の参加で3回のワークショップ。4-6の分野に分かれ議論。4~5人を1グループとして、グループ内で自由意見、グループの意見をまとめて発表、最後に投票、順位付け

第3章 これまでの成果

第4章 基本的な考え方（市民自治・計画運営・市民視点・広域連携）、基本課題

第5章 重点施策

第6章 施策の体系

第7章 財政計画

II 子ども・教育

基本施策3 青少年の成長・自立（放課後施策、自然体験、地域活動参加）

基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育（学力、社会性、地域との協働）

III文化・市民生活

基本施策1 地域社会と市民活動の活性化

基本施策 3 市民文化の醸成（文化活動、拠点施設、都市観光）

基本施策 4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援

（生涯学習機会充実、スポーツ振興、図書館サービス）

4. 総合計画と個別計画

○総合計画に対して、行政分野ごとの計画などが個別計画と呼ばれることがある。

多様・多数の個別計画が策定されている。

内容の重複、計画期間のズレも（機動的な見直しを阻害する可能性も）

○社会教育計画も個別計画の一つとして位置づけられる。

○総合計画や関連個別計画との整合性維持の必要（各領域は主にそれぞれの担当部局が対応し、計画担当課と適宜に調整。円滑な連携の必要。首長交替、事情変更などにより、途中で、方針や重点の置き方の変更等もありうる。）

（教育関係の各種計画）

◇教育振興基本計画 「教育基本法」第17条1-2項；各地方公共団体に、国の計画を参酌し、その地域に応じた基本的な計画の策定への努力義務

◇学校教育計画 ◇生涯学習推進計画 ◇社会教育計画

◇子どもプラン 「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」

◇スポーツ振興計画 「スポーツ基本法」9条 地方スポーツ推進計画策定努力義務

◇子ども読書活動推進計画 「子どもの読書活動の推進に関する法律」9条

「市町村子ども読書活動推進計画」策定の努力義務、策定時公表義務

◇図書館基本計画

◆首長による「教育大綱」 地方教育行政の組織・運営法（1条の2）

首長・教育委員会の「総合教育」の協議による（1条の4）

* 武蔵野市の場合 長期計画のもとに約30の個別計画

◇第4次子どもプラン武蔵野（平成27年度～31年度）

（← 子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法）

◇武蔵野市学校教育計画（第2期 平成27年度～31年度）

3つの柱 Ⅲ学校と地域が協働した教育

施策27 開かれた学校づくりの充実（情報発信、学校公開、開かれた学校づくり協議会、代表者による評価）

施策28 地域の学校支援体制の充実（学校支援ネットワーク体制の構築、地域コーディネータ配置、地域人材による支援、大学・企業等との連携）

◇生涯学習計画 ◇スポーツ振興計画 ◇図書館基本計画 ◇子ども読書活動推進計画

●「まち・ひと・しごと創生法」公布・施行（2014.11）

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（将来の方向性の提示）

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（実現のための目標・施策等の提示・閣議決定）

<地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化><子ども・子育て支援><小中学校の適正規模化>など

- すべての自治体に「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」の作成を努力義務化
2015-2019年度5年間の政策基本目標(数値目標)・実施施策
ほとんどの自治体で計画策定(知事・市区長);民間シンクタンク等への業務委託(一部・すべて:調査・分析、戦略・KPI設定など)=84%(日経グローバル No.285 2016.2.1)

II. 市区町村の社会教育計画

1. 計画の意義

- 社会教育行政の目的・目標・その達成のための方策・事業等を体系的に整理・調整することによって、効果的かつ効率的な行政の遂行が可能になる。
住民に対して、社会教育行政としての基本方針、施策を総合的にアピールことができ、行政責任を果たすことにつながるとともに、住民の理解・協力あるいは批判的意見を得、また住民の自立的な活動を促進しやすくなるという面もある。

- 通常、「社会教育計画」というが、「社会教育」活動の計画化ではない。あくまで「社会教育行政」の実施計画である。

社会教育行政として、どういう目的・目標を設定、その達成のために、どういう政策を遂行するのか、どれだけ資源を投入して、施策事業を展開し、何をどれだけ獲得していくのか。

- 社会教育 人々の自己教育・相互教育

- 社会教育行政の役割(社会教育法第3条)

国・地方公共団体は、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」

- 最終的な行政目的

人々の自立的な社会教育活動の活発化、それによる人々の成長、人々のさらなる社会的活動への発展、地域コミュニティの活性化など

社会教育行政による学習機会の提供など事業の実施それ自体ではない。

社会教育が地域の人々の自律的な学習・社会参加活動であるとすれば、この計画は行政が人々の活動を助長しつつ、どう目的を実現するかストーリーでなければならない。

2. 形態

- 社会教育計画が、単独で策定される場合もあるが、教育計画の中で、学校教育と一緒に計画される場合も少なくない。

生涯学習振興計画として、事実上社会教育計画が策定される場合もある。

(生涯学習振興計画としては、本来は、行政全般を網羅し、それらを生涯学習理念に基づいて、再編・調和・統合するものとなるべきと考えられるが、社会教育・文化・スポーツなどについての総合計画としての性格のものが多いように思われる。)

3. 内容・構成

○計画策定の目的が、それぞれの自治体の中長期の一定期間における、社会教育行政の目的・目標を明らかにして、その達成のため何をどう行っていか、方策・事業等を体系的に調整し整理し、効果的かつ効率的な行政の遂行を、住民に明らかにし行政責任（情報公開・アカウンタビリティ）を果たすことにあるとすれば、一般的には、次のような整理の仕方が考えられる。

○目的実現のための、体系的・段階的な政策・施策の構成にしたい

<大きな目的・目標>・・・行政の理念、ミッション

◇人々の自立的な学習・活動による、生き生きとした生涯学習コミュニティの実現

<この実現に向けての中位の目標>・・・(基本目標・戦略目標)

◇ライフステージごとの人々の積極的な学習・活動の展開、生きがいのある生活

◇学習の成果を地域社会活動に生かす多くの人々の活躍

◇こうした人々によるネットワーク・絆の強まり など

<必要に応じ、その実現のためのやや小さな目標>・・・(達成目標)

◇人々が地域に対し愛着をもち、帰属意識をより高める

◇人々の地域課題学習の活発化、地域活動・NPO 活動への参加 など

<上記の目標が達成されたかどうかをみるための指標・観点の設定>

◇人々の学習・活動への満足度、社会的な活動への意欲向上、学習を通じた仲間づくり

◇自主的学習グループの拡充、多様な地域社会活動の展開、マスコミでの紹介頻度

◇人々の社会参加意識の変化、ボランティア活動参加者の増加、学習活動リーダーの増加、グループのネットワーク化、地域への愛着度、課題解決活動への参加度合いの増加、地域の人々の間でのソーシャル・キャピタルの増加 など

* 個別の事務事業の評価ではなく、目標としたことの達成状況の評価に繋がるように

<目標を達成するための施策・事業の設定>

◇達成すべき目標ごとに、実施している施策・事務・事業を当てはめてみる

◇達成目標を事業が十分にカバーしているかが分かる

◇評価指標による分析で、更なる事業の追加、変更、廃止などの検討も可

◆現実には、必ずしも、こうした構成になっていないことが多い。

むしろ、既存の事務事業を前提にして、達成目標等を作って、それに当てはめ、事業を並べ直したただけのものも少なくない。

既存事業の統廃合は、現実には難しいことが多いこと、目標達成に必要な新たな事業は、予算の制約などから容易には設定できないことなどが挙げられる。

○行政目標の明確化が肝心。

従来、美辞麗句ばかりで達成の可能性、評価の有無を意識せず。

特に、社会教育行政の対象は、きわめて広範・多岐にわたることから、目標の設定も曖昧になりがち。優先順位を意識した、目標の明確化・具体化が必要。

達成目標は、より具体的で評価に耐えうるものである必要。

- ◆大きな理念・目的では、しばしば、「人々が心豊かに・・・」「みんなが楽しく・・・まち」などのスローガンが掲げられることがある。テーマが大きすぎ・抽象的過ぎ。止むを得ないというより、明瞭なイメージがわくようなフレーズを探索する必要。実現のための目標をより具体化に、的確に設定していくことが大切。

(例) **戦略目標（家庭教育力の向上・充実）**

達成目標 1（保護者の意識の向上）

施策 家庭教育手帳、PTA 家庭教育学級、親学講座、通学合宿（親にとって）

- ⇐ **評価指標** 「子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合」（目標値・増加）
「早寝・早起き・朝ごはん運動の理解・参加」

達成目標 2（保護者の子供との関係性の向上）

施策 講座；基本的な生活習慣・躰、親子でのコミュニケーションの向上

- ⇐ **評価指標** 「父親が子どもと遊ぶ時間」（目標値・増加）
「子どもへの DV 相談件数の減少」

達成目標 3（保護者の行動変容）

施策 親子体験活動、子育てグループ育成・支援、親父の会

- ⇐ **評価指標** 「親子ふれあい職場探索への参加数」（目標値・増加）
「子育てサークル数・活動件数」

4. 作成の手順

○作成体制の整備、作業スケジュールの確認、計画期間の確認

○目標の設定には、市民の社会教育の活動の現状の把握、課題の発見、問題の構造化、財政状況への理解、市民の社会教育ニーズの把握などが必要になる。

→ 改めての調査などは有効か。日常の行政活動でのある種のセンスの獲得の必要。調査などは、それを確かめ、裏付けるためのものでしかないのでは。

○従来の計画・施策の評価・見直しをした上で、行政目標との関係で、再位置づけ。

市区町村の社会教育行政の役割・責任。優先順位、財政状況を考慮

新たな施策の打ち出し←関係部局との調整

○大きな目標に即して、施策・事務事業を体系化

○評価指標の設定

○首長選挙公約マニフェスト、施政方針などを社会教育行政の立場から分析・取り入れ

●計画策定にあって考慮されることとなる今後の社会発展の方向のいくつか

◇市民社会の進展

ボランティア、NPO、NGO

英国での「市民教育」(Citizenship Education)

「クリック・レポート」(1998)

①社会的・道徳的責任意識 ②コミュニティへの関与

③「政治的リテラシー」(政治的判断力や批判能力)中心の政治教育 が必要

英国・米国での「コミュニティ・サービス・ラーニング」

正規のカリキュラムの学習内容を、地域での実践活動を通して、より深く学ぶことのできる教育活動。

経産省「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍について研究会」H18

「主権者教育」 18歳成年

→社会教育における市民性の教育

住民の市民性を高める教育の展開(講座、学級など)

市民のリーダーとして活躍できる人材の発見・育成

市民の社会教育活動(学習と地域活動)の推進

◇ローカル・ガバナンス

徹底した効率化重視への反省も。格差の拡大と有効性への疑念。

自立的な市民、団体(NPO, NGOなど)などの活発な活動展開

「政府の失敗」「市場の失敗」を経て「ガバナンス」へ

政府、市民社会組織、民間企業等(非政府アクター、被統治者)のネットワーク、パートナーシップ。市民協働、新しい公共。

「ガバメントからガバナンスへ」(行政・住民ボランティア・NPO・企業CSRなどによるパートナーシップ)。「コー・ガバナンス」

→社会教育による自立的な市民の育成

◇ソーシャル・キャピタル

「ソーシャル・キャピタル」とは「調整された諸活動(人々の協調行動)を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、(互酬性の)規範、ネットワークといった社会組織の特徴をいう」

互酬性の規範;「お互い様」・「世の中、相身互い(あいみだがい)」・「情けは人のためならず」

子どもの教育成果の向上、近隣の治安の向上、経済発展、健康と幸福感の向上、民主主義の機能化、より良い政府の実現などにつながる

(学校とソーシャル・キャピタル) 愛媛大学・露口健司教授

保護者が学校に協力的、学校を信頼し、教員は生徒を信頼、生徒は教員からの支援を期待、生徒同士のお互いの信頼など、信頼性が高い学校区ほど、

→子どもの学力向上や学習態度形成に好ましい成果を挙げている

逆に、社会教育は、ソーシャル・キャピタルを高めるのに有効と考えられる

◇生涯学習理念の深化

大阪市「生涯学習大阪計画」2006～2015

「学び」と「学習成果の活用」「行動」が循環し、学習とさまざまなまちづくりの取組みとが密接に結びつき広がりつつある、

＋ 「市民一人ひとりが、身近な問題について主体的に考え、ともに解決に当たるという、自律し連帯する能力である『市民力』を獲得するための学習」とする。

* 「市民力」……自分たちでものごとを決め、社会的な課題に対してはともに解決に当たるという市民一人ひとりの、自律し連帯する力のこと。

市民の地方自治への参加・参画においては、市民力とは、①住民自治、

②市民への権限移譲、 ③パートナーシップの段階で発揮される力

「パートナーシップに基づく“自律と協働の生涯学習社会づくり”の推進」

「まなび」を基本としたコミュニティづくり

地域社会の課題を共有し、学びの成果を活かし解決するため、

自律と協働の「教育コミュニティ」づくり

5. 政策評価との一体化

○P-D-C-A サイクルを回すことで、的確な計画実施と評価。及び次の計画作成が連動。

○達成目標 できるだけ「アウトカム」（社会的な成果）で表現されることが望ましいが、実際には、難しいことが多い。教育政策とその効果の社会的な発現との間に、様々な要因が複雑に介在するため、直接的な因果関係を捉えることが難しい。また、効果の発現に時間がかかることも。

アウトカムでの設定が難しい場合には、「アウトプット」（実施された事業結果）で設定することとしているが現実的。

従来、事業の計画的実施の有無（アウトプット）のみで設定されることが多い。事業実施そのものを目標とすると、実施しただけで、目標達成済になる。

○成果指標 達成目標の実現の度合いが的確にわかるようや指標を設定する必要。

数値指標の設定が望ましいが、それが困難な場合には、経年における増減なども一つの工夫。質的な評価記述も、一定の根拠を明示しつつ提示することに意味はある。（満足度アンケート、参加率（目標となる数値、増加傾向）など）

○日本再興戦略（閣議決定 2013）

成果目標（KPI）のレビューによるPDCAサイクルの実施

大学関係：今後10年間で世界大学ランキングトップ100に10校以上を入れる

●まち・ひと・しごと創生総合戦略（H26.12.27）

<政策目標設定と政策検証の枠組み>

適切な短期・中期の政策目標を伴う政策パッケージを示し、それぞれの進捗についてアウトカム指標を原則とした重要業績評価指標（KPI=Key Performance Indicator）で検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立する

- * **ニュー・パブリック・マネジメント NPM**（経済財政諮問委員会 骨太方針 2001）
 - ◇ 世界的な流れを受けて
 - ◇ 行政は顧客である国民の満足度の最大化を追求する必要がある
 - ◇ 公共部門においても企業経営的な手法を導入し、より効果的で質の高いサービス提供を目指すという革新的な行政運営の考え方
 - ①徹底した競争原理の導入：市場メカニズム活用 民営化、民間委託、PFI の活用
 - ②業績・成果による評価：費用対効果などの事前評価、評価に関する目標設定と事後評価・政策決定へのフィードバック
 - ③政策の企画立案と実践執行の分離 独立行政法人化

6. 作成主体・住民参画

- 社会教育主事を中心とする社会教育行政スタッフ
- 市民・住民参加確保の必要「市民協働」（事務局作成原案に意見を聞くだけでない）
 - ◇市民の社会教育ニーズを的確に反映させる
 - ◇計画作成への参画が意味ある社会教育活動。計画参加は、どの行政分野でも追及されているが、特に社会教育にあってはとりわけ重要。（むしろ遅れている？）
- 協働の仕方
 - ◇計画策定委員会
 - ◇関係団体の代表・推薦
 - ◇公募（一部または市民会議形式も）

* 長野県茅野市「パートナーシップのまちづくり」を標榜

- ◇市民意識調査により、市民の生涯学習ニーズが、個人の自己充足と自立にあることを前提に、さらに、「学んだ成果の地域への還元」、「まちづくりへの積極的参加」にあることを把握し、その領域が福祉、環境、教育・文化にあることを確認。これらの領域にターゲットを絞り、政策立案は市民（活動実績のある）に任せ、行政は市民の事務局としての役割に徹し、パートナーシップを構築。
- ◇教育関連では、「ファーストブック、セカンドブックプレゼント」事業開始、読書グループ・人々からなる「読書の森 読りーむ in ちの」設立、「茅野市子ども読書活動推進計画」策定、「茅野市読書活動応援センター」オープン、住民、PTA、教師などから成る「小泉山体験の森創造委員会」の設置、体験の森創造事業の実施、「茅野市こども・家族応援計画」策定、「どんぐりネットワーク茅野」設立するなどして、パートナーシップを具体化に推進。

○社会教育委員の活用（社会教育法第 17 条）

- ◆社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。
 - ◇社会教育に関する諸計画の立案
 - ◇教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - ◇前二号の職務を行うために必要な研究調査
- ◆教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる

* 長野県大町市・社会教育委員の計画作成

市の社会教育計画策定において、前期計画への反省、実地調査、住民ニーズの把握、社会教育実態調査分析、教育委員会への出席・協議など、中心的な役割を担っていた。

* 東京都調布市・社会教育委員の計画策定

(前計画時) 平成 13 年教育長が社会教育計画の原案作りを社会教育委員会議に諮問
社会教育委員と公募委員からなる 32 人の社会教育計画策定起草委員会

3 部会設置「家庭教育・青少年と社会教育」「高齢者・障害者・外国人と社会教育」
「社会教育施設・事業・市民参加と社会教育」。

その後 4 ワーキンググループ「事業計画」「団体・サークル学習支援計画」「市民による教育ガバナンス推進計画」。平成 16 年に「調布市社会教育計画(案)」答申
(今回計画時) 平成 24 年、教育長から「次期社会教育計画の策定について」諮問。

「検討部会」設置。市民の意見聴取(前回計画履行状況の評価やニーズ等について、団体アンケート、ヒアリング等。パブリック・コメントも)

調布市社会教育フォーラム：全計画の評価、成果と課題の確認、次期計画に向けた市民ニーズ把握のため

Ⅲ. 第 2 期教育振興基本計画における社会教育行政の位置づけ

1. 教育基本法「教育振興基本計画」規定

- (目的)「我が国の教育のめざすべき姿を総合的に国民に明確に提示し、その実現に向けて具体的にどのように教育を振興し、改革していくかを明らかにする」
- (第 17 条 1 項) 政府に、教育振興基本計画の策定、国会への報告、公表の義務づけ
- (同条 2 項) 各地方公共団体に、国の計画を参酌し、その地域に応じた基本的な計画の策定への努力義務。
- 平成 25 年 6 月、第 2 期「教育振興基本計画」を閣議決定
平成 25-29 年度の 5 年間に国として実施すべき教育方策に関する計画
 - * 現在、第 3 期計画 (H30-34) の策定に向けて中教審で審議中
「第 3 期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」

2. 第 2 期計画の全体構成

(1) 施策体系

○今後の社会の方向性 「成熟社会に適合し知識を基盤とした自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会」の実現。

○教育行政の 4 つの「基本的方向性」

- ①「社会を生き抜く力の養成」
- ②「未来への飛躍を実現する人材の養成」
- ③「学びのセーフティネットの構築」
- ④「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」

①：生涯学習・社会教育での「個人の自立・協働・創造的な資質・力量」の養成

④：個人やグループを支え、また、その活動する場を与えるコミュニティを形成するもので、特に社会教育行政が主役になる部分。

- この方向性に即して、8つの「成果目標」およびそれを実現するための「基本施策」と「主な取組」（個別事業）を体系化し、総合的に提示。
あわせて、目標の達成度を検証するための「成果指標」を目標項目ごとに設定。

(2) 成果目標・指標

- 目標に応じた施策の体系化にあわせて、成果目標・指標の設定に配慮。
成果目標：できるだけ「アウトカム」（社会的な成果）で表現されることが望ましいが、実際には、難しいことが多い。教育政策とその効果の社会的な発現との間に、様々な要因が複雑に介在するため、直接的な因果関係を捉えることが難しい
- 本計画では、学習者に「どのような知識・能力が身に付くことをめざすのか」、「どの程度の教育を受ける機会を確保するのか」といった教育政策による寄与が比較的大きいと考えられるものを成果目標として設定するようにした。
- アウトカムでの設定が難しい場合には、「アウトプット」（実施された事業結果）で設定することとしている。
- 成果指標についても、目標達成度を測定するための指標として、数値指標の設定が望ましいが、それが困難な場合には、経年における増減などとしている。

3. 人々の「社会を生き抜く力の養成」の実現をめざす社会教育行政

「基本的方向性①」＝「社会を生き抜く力の養成」

↑ ↑

「成果目標3」：「生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得」そのための
「個人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会の充実」「学習成果の社会での活用の促進」

↑ ↑ ↑ ↑

「基本施策11」「現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進」
「青少年施設等での様々な体験活動の推進」
(主な取組) 現代的・社会的な課題対応学習、体験活動・読書活動の推進
(成果指標) ◇現代的課題を行った学習者の割合の増加
◇体験活動を行う児童生徒数の増加
◇全校一斉読書を実施する学校割合の増加
◇市町村の子ども読書推進計画の策定率の増加

<p>「基本施策 12」：「学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進」</p> <p>(主な取組) 民間の教育事業の評価・情報公開にかかるガイドラインの策定 社会通信教育の改善 教育支援人材等の人材認証制度の構築 デジタルコンテンツの質保障の仕組み構築など</p> <p>(成果指標) ◇身に付けた知識・技能・経験を生かしている人の割合増加 ◇体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の割合増加 ◇民間教育事業者の情報公開・自己評価の割合の増加</p>

4. 「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現をめざす社会教育行政

「基本的方向性④」＝「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」

↑ ↑

<p>「成果目標 8」：「互助・共助による活力あるコミュニティの形成」</p> <p>「学校・社会教育施設等のコミュニティの中核としての位置づけ、多様なネットワーク、人々の自律的な社会参画の拡大」</p>
--

↑ ↑ ↑ ↑

<p>基本施策 20：「絆・コミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制の整備」</p> <p>(主な取組) 「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」の充実 「コミュニティ・スクール」「学校関係者評価」の拡大 地域連携のための学校マネジメントの強化 公民館等を拠点にしたコミュニティ形成に向けた取組推進 大学等の地域における生涯学習拠点機能の強化促進</p> <p>(成果指標) ◇学校支援地域本部等の全学校区での構築 ◇コミュニティ・スクールの全公立小中学校 1 割での設置 ◇児童生徒の地域行事への参加率の増加 ◇高齢者の学習参加割合の増加 ◇社会教育施設へのボランティア登録数の増加 ◇地域住民による学校支援等への参加数の増加 ◇全社会教育施設での運営状況の評価・情報提供の実施 ◇総合型地域スポーツクラブの全市町村での設置 ◇大学による企業・官公庁との連携教育プログラムの実施数増加など</p>
--

<p>基本施策 22：家庭教育支援の充実</p> <p>(主な取組) 親の交流・相談拠点機能の整備 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進</p> <p>(成果指標) ◇家庭教育支援チーム数の増加 ◇子どもの家庭でのコミュニケーション 基本的な生活習慣の改善</p>
--

IV. 計画例

(1) 調布市社会教育計画（平成 25 年度～平成 34 年度）

【調布市の社会教育が目指す将来像】

○すべての市民の学びが 笑顔あふれる社会を築く

↓【目標】

1 「子どもを地域で育てる」

↓【施策】 → 【事業】

地域での子育て支援

家庭教育情報誌、子供読書、公民館家庭教育事業

地域学校の連携

スクールガード講習会、通学路、特色ある教育活動の学校紹介

青少年の居場所

放課後遊び対策、青少年交流館、公民館青少年事業

青少年リーダー育成

リーダー養成講習会

2 「多様な人々の社会参加を図る学び」

↓【施策】 → 【事業】

障害のある人とともに歩む学び

特別支援学校卒業社会人の教室、特別支援学級在学者等への体験活動、図書館での点訳音読等

国際交流につながる学び

公民館事業

差別や偏見のない社会をつくる学び

人権教育、情報モラル教育、道徳教育、公民館家庭教育事業

3 「学びを通じたまちづくり」

↓【施策】 → 【事業】

地域でともに学ぶ機会提供

スポーツ・レク、公民館事業、図書館講座

地域歴史文化学習

郷土博物館での郷土学習・郷土芸能保存、文化財保護・指定、遺跡整備、実篤記念館

団体支援

学習グループのサポート、団体助成、PTA 連合会支援、公民館団体

ボランティア学習支援

学校ボランティア・協力員、学校支援地域本部

学習を通じた市民参加の推進

成人式自主運営、夢会議、社会教育委員、公民館団体支援、エコミュージック

4 「学びのネットワークを築く」

↓【施策】 → 【事業】

市民参加による施設運営

公運審、図書館協議会、図書館 HP

施設整備

学校開放、自然の家、公民館施設、図書館等施設

資料ネットワーク

各施設資料充実

成果発表の場づくり

地域文化祭

人材ネットワークづくり

公民館利用団体連絡会

(2) 武蔵野市の生涯学習計画（平成 22 年度～31 年度）

＜策定過程＞ 策定委員会 8 回（学識者 2、社会教育委員 1、教育機関・団体 4、公募市民委員 1）、策定委員会と社会教育委員との意見交換、パブリック・コメント、庁内ワーキングチーム、市民の意識調査、行政の事業実態調査

＜施策体系＞ 4 段階：学びの基礎作り→多様に学ぶ→学びの成果共有→市民文化発信
 学びの社会基盤強化 未来への学びの継承

施策体系図

※基本施策欄の太枠は重点施策

理念	基本目標	施策の考え方	基本施策
ともに学び、つなぎあうひと・まち・文化	1 学びを育む基礎づくり	1 人それぞれの「学びはじめ」の支援	1 乳幼児教育・家庭教育の支援 2 学校教育との連携 3 青少年への生涯学習機会の提供 4 自ら学ぶきっかけづくり
		2 誰でも、いつでも、どこでも学べる環境づくり	1 図書館サービスの充実 2 武蔵野プレイスにおける機能連携 3 学び機会の保障
		3 健康で学び続けるための支援	1 健康づくり支援 2 高齢者の学びの継続支援 3 障害のある方の学びやともに学ぶ活動の支援
	2 多様に学ぶ機会の拡充	1 ライフスタイルに応じた学びの支援	1 働きながら学べる機会の提供 2 ライフステージにおける自己実現の支援 3 子育てや介護中の生涯学習支援 4 起業・就労・キャリアアップ支援
		2 さまざまなテーマによる学習機会の提供	1 文化・芸術・語学について学ぶ機会の提供 2 スポーツ・レクリエーション体験機会の提供 3 野外・自然体験機会の提供 4 食について学ぶ機会の提供 5 安全に暮らすために学ぶ機会の提供 6 福祉について学ぶ機会の提供 7 地域の再発見につながる学びの機会の提供
	3 学びの成果の共有	1 自主的な学びと活動の活性化	1 生涯学習関係団体活動支援の充実 2 コミュニティセンター事業支援 3 出前講座等の提供
		2 共助につながる学び	1 市民協働推進につながる取組 2 学びの活動から地域への還元 3 ボランティア養成講座の開催
	4 市民文化の発信	1 発表や交流の促進	1 市民の祭典などによる交流機会や場の提供 2 国際交流・国内交流の推進 3 グローバルな文化発信の支援
		2 市民・団体の自律的な活動への協力	1 ボランティア活動やNPO団体への支援 2 シニア世代による生涯学習事業への協力 3 学びの成果を活かす事業運営支援 4 学校と地域との連携支援
	5 生涯学習社会基盤の強化	1 地域資源との連携強化	1 豊富な人的資源の活用 2 五大学や研究機関との連携 3 多様な事業主体との連携推進 4 市民会館等既存施設の有効活用
		2 学びを促進する体制の整備	1 生涯学習情報の共有化 2 生涯学習推進体制の確立
	6 未来への学びの継承	1 次世代へ広がる学び	1 市の歴史や文化の知識の提供 2 平和・環境について学ぶ機会の提供 3 人権・男女共同参画について学ぶ機会の提供 4 未来に向けての人材育成 5 武蔵野らしい文化の醸成

(3) 新潟県三条市「生涯学習推進計画」(H27~H34の8年間・市総合計画に合わせ)

《基本理念》生涯学習社会の実現

《基本目標》市民一人一人が生きがいをもって学び合うまち

《基本的な視点》①自分づくり②地域づくり③元気づくり(高齢者)④すそ野づくり(仕組みづくり)

《目標に向けた4つの柱》《それを実現する基本施策・主要施策》

【四つの柱】	【基本施策】	【主要施策】
<p>1</p> <p>あらゆる変化に適応できる自分を育てる自分づくりの支援</p>	1 現代的課題への学習機会の提供	(1) 現代的・社会的課題解決のための学習機会の充実 (2) 安全・安心な環境づくり (3) 環境啓発活動の充実 (4) 国際理解教育の充実 (5) 男女共同参画学習の推進
	2 心身の健幸づくり活動の充実	(1) 生涯スポーツの推進 (2) 健康づくりの充実 (3) 文化・芸術活動の推進
	3 生涯学習推進体制の整備	(1) 青少年期における学習機会の提供 (2) 情報提供・相談体制の充実
<p>2</p> <p>新しい時代における地域活動の拠点づくり</p>	1 地域活動のための人材育成	(1) 人材育成の推進 (2) 世代間交流の促進 (3) 人材活用制度の充実
	2 地域づくり・まちづくり学習の推進	(1) 文化財の保存と活用 (2) ものづくり学習の推進 (3) 地域コミュニティの活性化
	3 学習施設の有効活用	(1) 公民館の効率的な施設運営等の推進 (2) 地域交流施設の活用 (3) 特色ある施設を活用した学習機会の提供
<p>3</p> <p>元気な高齢者がまちにあふれる高齢期学習の推進</p>	1 にぎわいの場の創造	(1) にぎわいイベントの推進 (2) 学習成果の発表によるにぎわいの創出 (3) 外出を容易にするための環境づくり
	2 意欲や能力に応じた社会参画機会の創出	(1) 交流を通じた活躍の場の創出 (2) 生きがい活動の推進 (3) 高齢者の学習機会の充実
<p>4</p> <p>生涯学習のすそ野を広げる取組の推進</p>	1 生涯学習のすそ野を広げる事業の展開	(1) 「うち」から「ソト」への事業展開 (2) 次代へ「残したい・伝えたい」伝承事業の推進 (3) 「待ち」から「攻め」の情報発信 (4) オープンサークルによる活動の「見せる化」事業 (5) 三条の「プライド」事業への取組 (6) 「アイデア」をカタチに市民プロデュース事業の推進 (7) 「気になる」がここにある施設を活かした事業展開

- 重点的に取り組む内容の「具体化・見える化」に力点
 - 掲載されていない取組は個別計画等で着実に実施
 - ビジュアル化も：図表、市民の学習活動の写真等もふんだんに

- ≪基本施策≫ ≪推進計画の指標と目標値◆（現状値 H26→目標値 H34）≫
- 現代的課題学習 ◇自立した個人、他者との協働で問題解決できる住民の育成
 - ◆ICT 講習会参加者数、消費者教育講習満足度、環境保全型農業講習会参加者数
 - 心身の健幸 ◇スポーツ、文化・芸術による生きがい
 - ◆総合型地域スポーツクラブ会員数、地区健康教室参加者数
 - 地域活動のための人材育成
 - ◆IT リーダー等養成講座受講者数、生涯学習人材バンク利用件数
 - 地域づくり・まちづくり学習の推進
 - ◆鍛冶道場体験参加者数（商工課）、Facebook ページ「三条が好き」における「いいね！」の数（営業戦略室）、まち美化ボランティア活動登録団体数
 - にぎわいの場の創造
 - ◆三条マルシェの来場者数、さんじょう 108appy 事業の参加者数、公民館発表事業等への来場者数、高齢者事故発生件数、公共交通利用者数
 - 意欲や能力に応じた社会参画機会の創出 ◇世代間交流、地域デビューセミナー
 - ◆意欲ある高齢者の社会参画活動割合、シルバー人材センター等の年間延就業者数
 - 生涯学習のすそ野を広げる事業の展開 ◇市民プロデュース事業、オープンサークルによる活動の「見える化」事業、三条の「プライド」事業（三条市出身プロスポーツ選手・有名アーティストイベント）→◆1 年間学習をしなかった人の割合

V. 都道府県の社会教育計画

1. 都道府県の役割

- 地方自治法 1 条の 2 ← 地方分権一括法（H12・2000）
 - 1 項 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。
 - 2 項 国 国家の存立にかかわる事務、全国民に統一して定めることが望ましい国民の諸活動、全国的な規模で・全国的な視点に立って行わなければならない施策・事業、その他国が本来果たすべき役割
住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本
- 2 条 3 項 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。
- 2 条 5 項 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

- 社会教育行政は、主として基礎自治体である市区町村が中心になって行うべきもの。都道府県の社会教育行政の役割は、社会教育振興における広域調整、市町村間連携推進、市町村の補完などに限定される。
- 直接県民対象の事業展開よりは、市町村を対象に、その支援・誘導によって県行政の目的実現を図ることを考慮すべき。
- 都道府県の社会教育計画は、本来、この観点からの政策・施策の体系化された計画になるわけだが、実際には、直接県民に対する事業実施を内容とする計画になっている面もある。
- 先進的な取組試行・プログラム開発、研修・人材養成など県ならではの事業も多い。当分、市町村行政を支援・補完・支援・誘導しつつ、積極的な施策展開も必要。

2. 茨城県のケース

◇「いばらき未来共創プラン 茨城県総合計画」(H29年度～38年度)

基本構想 2050年頃を展望 ・時代の潮流、茨城の特性
 ・基本理念、目標と将来像、人口・経済の展望

基本計画 (2016～2020年の5年間)

(政策展開の基本方向)

政策1 自主性・自立性を身に付け生きる力を育む教育の推進

学力の習得と活用、家庭・地域の教育力の向上と学校との連携、

数値目標(政策目標 H26→H32) ; 放課後子ども総合プラン実施箇所数、家庭教育支援資料「家庭教育ブックひよこ」を活用した研修会の実施割合、地域子育て支援拠点の箇所数、家庭でほとんど毎日(週に4日以上)お手伝いをしている割合(小1)

政策4 生涯にわたって学び合う環境づくりと文化・スポーツの振興

芸術や伝統文化に親しむ環境、クリエイティブ活動、国体の成功とスポーツに親しむ、生涯にわたって学び続ける

数値目標(政策目標 H26→H32) ; 成人の週1回以上のスポーツ実施率、生涯学習ボランティア派遣人数、茨城県に愛着を持つ県民の割合、県立美術館・博物館の利用者数(累計)、域外から県北地域に入り活動する芸術家の数、国民体育大会天皇杯順位、図書貸出冊数(県民1人当たり)、県民による自主的学習団体・グループ数

(地域づくりの基本方向) ・各ゾーンの将来像と主な取組

(重点プロジェクト)

<3未来を拓く子ども・若者育成プロジェクト>

①確かな学力を身に付ける教育の充実 ⑤青少年・若者の社会参画支援

数値目標 ; 県学力診断のためのテスト平均正答率、生徒の自己肯定感、地域活動に関心を持つ若者の割合

◇「一人一人が輝く教育立県を目指して いばらき教育プラン」 H28-32 年度

基本方向 1 社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成

体験活動、読書活動、社会全体で家庭教育支援、就学前教育、道徳教育、ボランティア活動、開かれた学校づくり、学校を核とした地域の活性化

(主な数値目標) 幼児期の教育と小学校教育の連携・接続を行う割合、生徒の自己肯定感

基本方向 2 確かな学力の習得と活用する力の育成

問題解決型、主体性・協働性、国際教育、理数教育、郷土教育、キャリア教育、政治的教養教育、

基本方向 3 生涯にわたる学習と文化芸術、スポーツ活動の推進

生涯学習ボランティア、学習成果の活用、県民の読書活動、文化芸術の鑑賞・体験、美術館・博物館、オリンピック・パラリンピック文化プログラム、文化財、伝統文化

(主な数値目標) 生涯学習ボランティア派遣人数、成人の週1回以上のスポーツ実施率

基本方向 4 誰もが安心して学べる 教育環境づくり

学校の適正規模・適正配置、教職員の資質能力、学校のICT環境、問題行動への対応、特別支援教育、子どもの貧困対策

○第5次茨城県生涯学習推進計画「学び合い 支え合い 高め合う 生涯学習社会をめざして」 計画期間 H28～32 年度

<推進目標>

【学び合い】自己を高め、生きがいをつくる学びの推進

【支え合い】人と人をつなげる学びの推進 (ソーシャル・キャピタルの形成)

【高め合う】学びを生かした豊かな地域づくり

<基本的視点>と<施策の方向性>

(1) 社会全体で子どもの生きる力を育む視点

家庭の教育力、青少年の体験活動・読書活動の推進、郷土愛を育む

(2) 学びの充実と学びを支える人づくりを図る視点

人材・団体の育成、ボランティアの育成、多様な学びの推進

派遣社会教育主事、生涯学習ボランティア総合センター、県民大学、弘道館アカデミー、公立図書館ネットワーク

(3) 学びの成果を地域づくりに生かす視点

学びを通じたネットワーク、学校を核とした地域の教育力、活力あるコミュニティづくり、学校支援コーディネータ、社会貢献活動指導者養成事業、男女共同参画、いばらき子ども大学